

## 東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート 回答結果

<アンケート送付先 母数>

<有効回答数>

- 経済連携推進委員会・同企画部会 委員数
  - アジア・大洋州地域委員会・同企画部会 委員数
  - 企業・団体数：277 社・団体
- } 364      69

○ 回答率：約 19%（母数：全委員数）／約 25%（母数：企業・団体数）

### 目次

1. 締結済み、大筋合意済みの EPA について	
(1) EPA によって十分な成果が得られた事項、品目	1
(2) 十分な成果が得られていない事項、品目、あるいは、 今後の協定改正交渉等において要求すべき事項、品目	4
2. 東アジア経済統合のあり方などについて	
(1) 東アジア経済統合の「拡大」の度合い	7
(2) 東アジア経済統合の「深化」の度合い	12
3. EPA 交渉の推進について	16

## 1. 締結済み、大筋合意済みのEPAについて

### (1) EPAによって十分な成果が得られた事項、品目（主な回答）

国名	十分な成果が得られた事項、品目等
シンガポール	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油製品輸出。</li> </ul> <p>&lt;投資&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資の促進。</li> <li>・発電プラント。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メキシコやASEAN諸国などとのわが国EPA締結の先鞭となった。2002年11月に発効、2007年9月に改正が行われ、現時点では日本→シンガポールの100%が無税、シンガポール→日本の95%が無税となっていることから、貿易・投資面では完全な自由化が達成。特定の品目で「十分な成果が得られた」とは言いにくく、貿易・投資活動のあらゆる分野において、成果を享受。</li> </ul>
メキシコ	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無関税輸入枠獲得による自動車（完成車）輸出の拡大。</li> <li>・二輪車、四輪車、汎用製品。</li> <li>・船外機・発電機について関税恩恵を享受。</li> <li>・建設機械（ホイールローダ、グレーダ）の関税20%が即時撤廃。</li> <li>・鉄鋼製品全般の輸入関税撤廃・引下げにより、安定した市場を確保。</li> <li>・LCDテレビ、電話機、カラーTV、プロジェクター。</li> <li>・オレンジ濃縮果汁、マンゴピューレ、冷凍豚肉。</li> <li>・ゴム製品。</li> <li>・合わせガラス用中間膜。</li> <li>・医用機器、重電機。</li> </ul> <p>&lt;投資&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完成車メーカーの拡張投資および部品メーカーの新規投資拡大。</li> <li>・自動車関連分野への投資。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府調達の国際入札により入札資格回復（逸失利益の回復）。</li> <li>・ビジネス環境整備委員会による治安、通関、知財面での改善ニーズの議論と対応措置。</li> <li>・ビジネス環境整備委員会において、知財権保護、インフラ整備などに関して、積極的な取り組み。</li> </ul>
マレーシア	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高成長を遂げている新興市場で、当社化学製品の輸出販売拡大中。EPAによる関税率引下げ効果は現時点では限定的であるが、今後、段階的引下げ措置の進展に伴い、メリットの拡大が期待される。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車：段階的な関税削減および撤廃。</li> <li>・自動車用 CKD 部品：関税撤廃。</li> <li>・タイヤにかかる関税の低減。</li> <li>・クラッチ部品など市販部品：25%→5%。</li> <li>・ウォーターポンプ：30%→5%。</li> <li>・LCD テレビなど関税削減。</li> <li>・繊維、鉄鋼製品、シート部品に対する関税撤廃および段階的削減。</li> <li>・トナー。</li> </ul>
タイ	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高成長を遂げている新興市場で、当社化学製品の輸出版売拡大中。EPA による関税率引下げ効果は現時点では限定的であるが、今後、段階的引下げ措置の進展に伴い、メリットの拡大が期待される。</li> <li>・合併事業からの製品を輸入する際、関税撤廃。価格競争力が戻り、受注量も復調傾向に。</li> <li>・駆動系部品（トランスミッション、トランスファー、アクチュエーター等）：関税 30%⇒20%。</li> <li>・タイヤにかかる関税の低減。</li> <li>・鉄鋼製品全般の輸入関税撤廃・引下げにより、安定した市場を確保。</li> <li>・建設機械。</li> <li>・電子レンジ。</li> <li>・業務用プロジェクターなど関税引下げ。</li> <li>・インク、樹脂原料。</li> <li>・繊維、シート部品に対する関税撤廃および段階的削減。</li> <li>・ポリエステル原糸・原綿の輸出入。</li> <li>・えび、えび調製品関税の低減。</li> <li>・調味料のタイへの輸入に際して、軽減税率が適用。</li> <li>・鶏肉加工品、豚肉調整品、エビ関税撤廃、冷凍野菜（インゲン・枝豆）。</li> </ul> <p>【タイ⇒日本】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（金属）合金化溶融亜鉛メッキ鋼板、熱延鋼板、熱延棒鋼</li> <li>（化学品）酸化チタン</li> <li>（生活産業）とうもろこし澱粉（コーン アルファ スターチ）</li> </ul> <p>【日本⇒タイ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（化学品）米ぬかオイル</li> <li>（生活産業）冷凍鶏肉</li> </ul>
インドネシア	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高成長を遂げている新興市場で、当社化学製品の輸出版売拡大中。EPA による関税率引下げ効果は現時点では限定的であるが、今後、段階的引下げ措置の進展に伴い、メリットの拡大が期待される。</li> <li>・3.0L 超乗用車：段階的な関税削減および撤廃。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤにかかる関税の低減。</li> <li>・エンジン、トランスミッションなどの大物部品：段階的な関税削減・撤廃。</li> <li>・クラッチ部品等：15%→13.6%（数回の平均値）</li> <li>・ドアロック部品等：10%→6.7%（同上）</li> <li>・建設機械、コンポーネントパーツにかかる関税引下げ。</li> <li>・鉄鋼製品全般の輸入関税撤廃・引下げにより、安定した市場を確保。</li> <li>・金属製品、シート部品に対する関税撤廃および段階的削減。</li> <li>・ポリエステル原糸・原綿の輸出入。</li> <li>・ビニルクロライドモノマー。</li> <li>・ナイロン糸の関税撤廃。</li> <li>・輸入原料水産物の関税撤廃。</li> <li>・えび、えび調製品関税の低減。</li> </ul>
チリ	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車（完成車）二輪車、汎用製品、船外機にて関税恩恵を享受。</li> <li>・建設機械（ブルドーザ、ホイールローダ、油圧ショベル）の関税6%が撤廃（2007年9月～）。</li> <li>・軽油などの石油製品。</li> <li>・カラーTV、デジタルカメラ。</li> <li>・デジタルカメラなど関税引下げ。</li> <li>・冷凍豚肉・冷凍牛肉内臓。</li> <li>・銀サケの関税低減。</li> <li>・ワイン（ボトル）：関税の段階的撤廃による仕入原価の低減。</li> <li>・ワイン（バルク）：関税撤廃による仕入原価の低減。</li> </ul>
フィリピン	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄鋼製品の関税。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的なものはないが、ASEAN 各国との EPA 締結に伴う貿易・投資の活発化により、貨物・旅客需要が相対的に増加傾向。</li> </ul>

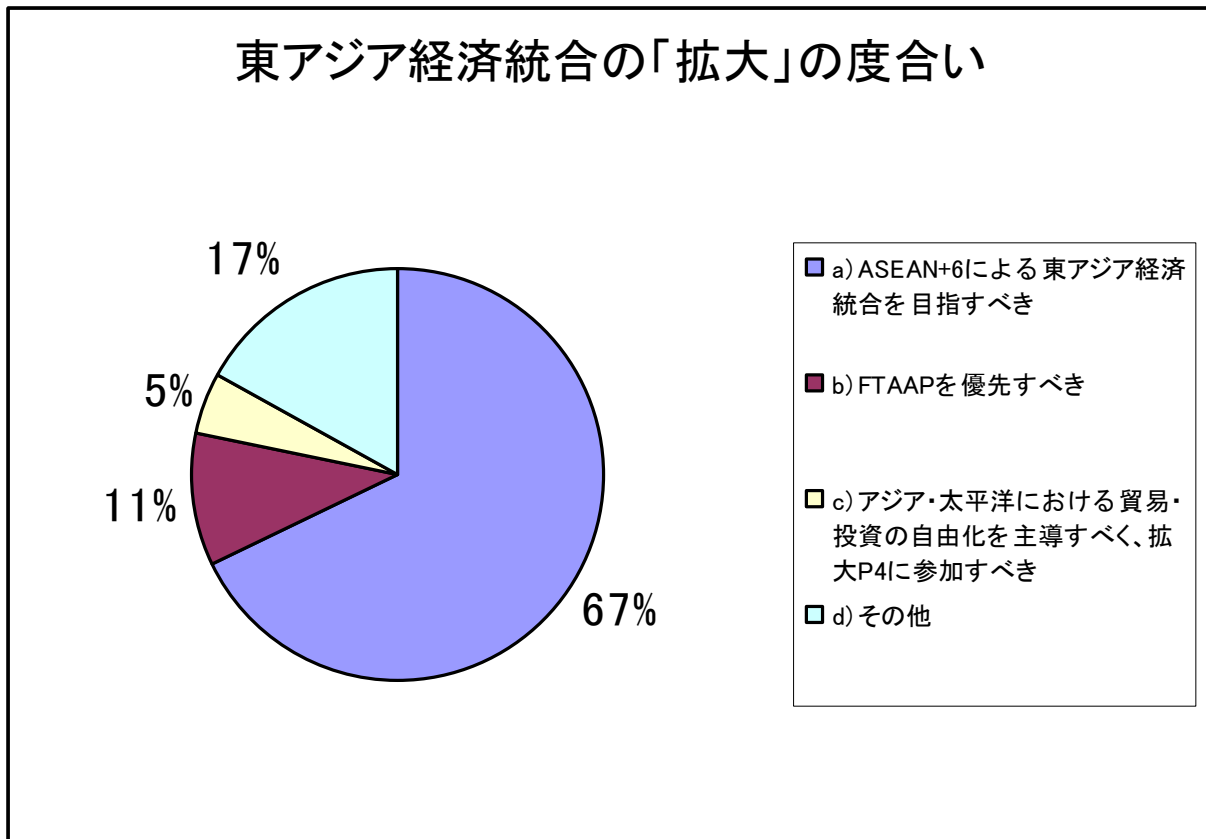
(2) 十分な成果が得られていない事項、品目、あるいは、今後の協定改正交渉等において要求すべき事項、品目（主な回答）

国名	十分な成果が得られていない事項、品目等
シンガポール	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社はシンガポールでポリスチレン樹脂を製造・販売。しかし、当該製品の対日輸入に際して、無税譲許の対象外であるため、高関税が適用。他のASEAN 諸国の同業他社に対し、不利な状況に置かれている。</li> <li>・ 酒類：高関税による流通価格高騰（リキュール、焼酎などビール以外）</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 醤油の輸出に際して、シンガポール政府の要請に基づき、定期的に年1回、発ガン性物質 3-MCPD の含有量を確認する検査を行い、公的第三者機関の分析結果を報告しなければならないが、毎年、全く同じ製法で作りを続けているため、報告義務の撤廃を希望する。</li> </ul>
メキシコ	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税撤廃・削減の加速化。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原産地証明における認定輸出者証明制度の導入を希望。</li> <li>・ 日墨 EPA を活用した投資活動を行っているが、同国の整合性のない税制変更により、中長期的な見通しが立てにくく、投資の障害となっている。</li> </ul>
マレーシア	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車用スペアパーツ（全てのパーツの原産地証明申請および原産地証明書の発行は現実的には困難）。</li> <li>・ EPA 発効後5～10年で関税撤廃というステージングの長い品目が多い。毎年の削減率が低く、即時撤廃が望ましい（例：カラーTV、ビデオモニター）。</li> <li>・ 関税分類変更基準がEPA 特恵税率適用の条件となっており、羊毛原料商売が激減。「HS コードが変化する必要性」の撤廃交渉をお願いしたい。</li> </ul> <p>&lt;投資&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通分野への外資出資制限の撤廃（現在70%が上限）。</li> <li>・ 外資規制（運輸分野）の撤廃、改善。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐在員への就労ビザ発給手続き・条件の緩和。</li> </ul>
タイ	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗用車：3.0L 超は80%⇒60%の削減となるも、依然高関税。また、3.0L 以下は引下げなしの80%を維持。</li> <li>・ エンジン関連部品：2014年撤廃予定。当面は、現行関税維持（部品単価が大きいため、関税支払い額大）。</li> <li>・ EPA 発効後5～10年で関税撤廃というステージングの長い品目が多く、即時撤廃を要望（例：プロジェクター）。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非鉄製品（アルミシート、銅線）、合樹（プラスチック樹脂）いずれも JTEPA 税率は通常より高いため、JTEPA 対象品目の追加を要望。</li> <li>・関税分類に関する紛争解決処理の仕組み導入。</li> <li>・建築材料全般（今後輸出する可能性がある）。</li> <li>・繊維製品取引は、中国、ベトナムが加工の中心。EPA 効果が発現しにくい。</li> </ul> <p>&lt;原産地規則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の部品は CKD ベースの取扱いがなく、部品ベース。これでは、原産地証明の取得の手間、手数料を考慮すると、利用する意味がない。よって、自動車部品は CKD ベースでの取扱いを可能とすること、また、原産地規則は、CTC（関税分類変更基準）または VA（付加価値基準）の選択制を希望。</li> <li>・特惠措置を利用するための諸課題（輸入資格者問題、関税還付問題、原産地証明書の記載内容問題）が未解決。日本政府がタイ政府と折衝中。</li> <li>・日本食を輸入する際、原産地規則などにより、手続きが複雑。</li> </ul> <p>&lt;投資&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外資規制（アフターサービス）の撤廃、改善。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐在員への就労ビザ発給手続き・条件の緩和。</li> <li>・税官吏のモラル。</li> <li>・タイの通関職員は依然、日タイ EPA に関する知識、経験が不足しており、スムーズに通関ができない。タイ政府が真剣に取り組むべき課題。</li> </ul>
インドネシア	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、インドネシアの特別 HS コード「iKD」を利用して部品輸出を行っているが、EPA 利用には「iKD」は適用されていない。また「CKD」利用時の「CKD」定義が不明確である。</li> <li>・ドアハンドル等のプラスチック成形品については、申請しない（非適用）場合 15%で、申請した（適用）場合 20%であるため、申請せず。遡っての適用は、申請書類手続きが非常に煩雑で事実上できない。</li> <li>・EPA 発効後 5～10 年で関税撤廃というステージングの長い品目が多く、即時撤廃を要望（例：カムコーダー）。</li> <li>・有機界面活性剤（非イオン系）では、MFN 税率が 0%であるのに対して、EPA 税率が 10%と、MFN 税率より高く設定されている（税率逆転現象）。</li> <li>・ビニルクロライドモノマー（減税措置開始当初に原産地証明書発行手続きが間に合わずメリットを享受できなかったケースあり）。</li> <li>・繊維製品取引は、中国、ベトナムが加工の中心。EPA 効果が発現しにくい。</li> <li>・ツナ缶、ツナパウチ、冷凍ツナロイン。</li> </ul> <p>&lt;原産地規則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書の記載内容問題が解決されておらず、両国政府間で折衝中。</li> </ul>

	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商社が輸入者になり得ない点が最大の問題。鋼材に関しては、コイルセンターは用途別免税を受けられるが、スクラップの転売、デッドストックの処理、加工能力以上の仕入れ等などの取扱いに不透明な部分が残る。</li> <li>・ 税関手続きの複雑さ。</li> </ul>
フィリピン	<p>&lt;物品貿易&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日比EPAで鋼材（ブリキ、熱延、冷延コイル）が関税撤廃対象となっているが、輸入指定業者にコイルセンターが含まれていない（エンドユーザーのみが対象）。コイルセンターを無関税輸入できる対象業者に加えて欲しい。</li> <li>・ バナナの関税の取扱いにおいて、フィリピンのローカル品種については、10年間で日本の関税が無税化される一方、日本に通常輸入されているキャベンディッシュ品種は10年間で2%の関税低減しか実現していない（現行の関税は、4～9月：10%、10～3月：20%）。追加の関税削減、撤廃を要望。</li> </ul>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほとんどの自動車部品が5～15年間のステージングを経て関税撤廃予定。</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清酒・焼酎：高関税による流通価格高騰。</li> </ul>
豪州・NZ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイと比較して、日本製タイヤにかかる輸入関税が高い。</li> </ul>
中国・EU・米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油製品にかかる関税の取扱い。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人の移動に係る手続きの簡素化（査証・労働許可など）。</li> <li>・ 原産地証明書を取得する際の申請が煩雑なため、利用が困難。</li> </ul>

## 2. 東アジア経済統合のあり方などについて





(1) 東アジア経済統合の「拡大」の度合い

選択肢	総数	理由
a) ASEAN+6による東アジア経済統合を目指すべき	44	<p><b>&lt;地域的観点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>生産拠点</b>を ASEAN、中国に移しているため、まず同地域との統合を目指すべき。</li> <li>・ <b>地域的なつながり</b>が強く、価値を共有する国々の統合という観点から、ASEAN+6 が望ましい。</li> <li>・ 将来、カンボジア・ミャンマー・ラオスなどの農業資源をタイで加工していく際、製品の原産地の複雑化が予想され、<b>域内での自由貿易が必要</b>とされるため。</li> <li>・ 当社に関係が深い国は、中国、インド、豪州であるため、ASEAN+6 を優先して実施し、次にFTAAP を目指すべき。</li> <li>・ 欧州の EU、米州の NAFTA、南米のメルコスールなどに対応（匹敵）する、<b>アジアを中心とした EPA に注力すべき</b>。国が多くなるほど、各国利害が対立し交渉が困難となり、自由化度も低くなる。</li> <li>・ 事業活動上、FTAAP のような広域経済連携が締結され、物品の自由流通が行えることは望ましい。一方、メンバー国が多く、各国の経済や政治状況が異なるため、高いレベルでの物品の自由化が実施されることは難しいと思われる。従って、<b>既存の ASEAN との FTA を機軸にした形で、ASEAN+6 を進めることが、実質的な内容を期待できるという点で望ましい</b>。</li> <li>・ ASEAN+3 でも良いが、より広い地域がカバーされることは、企業にとって選択肢が増え、望ましい。</li> <li>・ ASEAN+6 の経済統合が現実的であり、成果が期待できる。</li> </ul> <p><b>&lt;日本のリーダーシップ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本がアジア経済におけるリーダーシップを発揮できるため。</li> <li>・ <b>アジアにおける日本のプレゼンス</b>を発揮すべく、引き続き ASEAN+6 による東アジア経済統合を目指すべき。</li> <li>・ 最も日本の利益となり、実現可能な経済統合が ASEAN+6。</li> <li>・ 日本をはじめアジアが主導する ASEAN+6 による東アジア経済統合を目指すべき。</li> <li>・ インドも対象とし、わが国が主導。</li> <li>・ 経済規模世界 2 位（アジア 1 位）の日本のイニシアチブが発揮しやすい。</li> </ul> <p><b>&lt;米国の関与に対する懸念&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国の国家戦略色が強い米国主導による広域連携以前に、アジアの地域統合（アジア経済圏の確立）に優先して取り組むべき。</li> <li>・ まずはできるところから開始すべき。アジアは独自の文化、歴史もあり米国主導はなじまない。米国主導の政策に荷担（？）することは、日本のアジアでの独自性や各国の信頼を失うことにならないのではないか。</li> <li>・ 米国に左右されない経済圏を構築する必要がある。</li> </ul>

#### <段階的アプローチ>

- ・ASEAN を核として、日本、中国、韓国は各々既に EPA を締結済みであり、豪州・NZ およびインドはそれぞれ交渉中である。豪・NZ、印の交渉の進捗度合いによるが、ASEAN を核としてこれらの国々が包括的な EPA を締結することは段階的にも現実的であり、早期締結が可能。米国への配慮も必要であるため、次の段階として FTAAP の締結を進める。東アジアの経済統合が進んだ上で FTAAP の交渉に入る方が、交渉力や早期締結の点でより良い選択、と考える。
- ・まずは ASEAN+6 を基礎とすべきであるが、中長期的には FTAAP をイメージすべき。
- ・最終形としては、アジア・太平洋を取り巻く広域経済圏の構築が望ましいが、早期実効性に鑑み、まず東アジアにおける経済関係の安定を目指すべきである。
- ・まず ASEAN+6 を目指すべき。但し、P4+米国の動きも注視。
- ・ASEAN+6 の基盤を固めた上で拡大すべき。
- ・まず東アジアを優先すべき。地理的に近いこの枠組みで実績を作り、足場を固める。
- ・地理的・文化的に近い地域との連携を深めてから、次のステップに進むべき。
- ・今後も期待される東アジアの高成長をわが国の繁栄に活かす観点から、まず a) にアプローチするのが最も適切。但し、拡大 P4 についても、将来の FTAAP 実現への布石と位置づけ、積極的に関与すべき。
- ・突然浮上したかに見える FTAAP 構想であるが、米中間でことが進めば、一気に現実味を帯びるのでは。しかし、現実的には、ハードルがかなり高い。米国の動向を注視しつつも、ASEAN+6 による東アジア圏の経済統合をまず目指すべき。
- ・米国の動向を見ながら、日本と結びつきの深い東アジア (ASEAN+6) での経済統合をまず進めるべき。
- ・ASEAN+3 から始まり、ASEAN+6 に拡大したものであり、これを基本に交渉を進め、交渉の対象を拡大すべき。

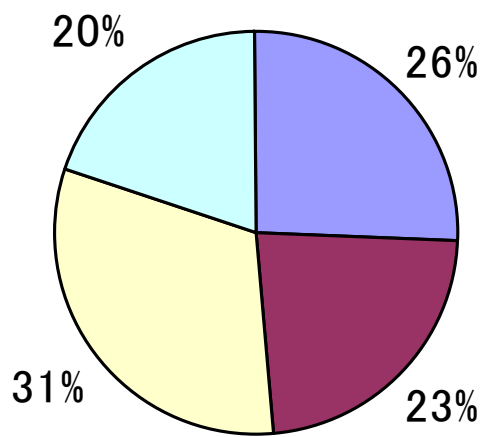
#### <FTAAP の問題点>

- ・FTAAP は米国が中心となった取組みであり、あまりにも対象国・地域が多いことから、それぞれの利害調整に長い時間がかかることを懸念。また、FTAAP には、今後、一大経済圏になることが想定されるインドが入っていない。
- ・FTAAP は米中間で FTA を締結することを意味する。しかし、APEC には台湾も参加しているため、その扱いが政治的争点となる可能性があるのでは。また、日韓 EPA 交渉が進んでいないこともあり、FTAAP の実現はかなり先になると考えられる。
- ・広範囲では、早期の統合は困難と思われる。
- ・より大きな包括的連携となる FTAAP は、政治的・技術的課題が多い。まずは、東アジアに限定する EPA の締結に注力すべき。
- ・FTAAP は国数が多過ぎる。拡大 P4 よりも、エネルギー・資源、農産物、人的交流、金融等、相互補充の可能性が高い。

		<p>&lt;WTO 考慮&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>広域連携の基本は WTO というスタンスを堅持すべき</u>。DDA 妥結までの補完としての地域連携は、早期締結が可能な小さい枠組みの方が望ましいが、印中を含むことは不可欠。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日米同盟、日中協商を二つの軸として、経済連携を構築すべき。</li> </ul>
b) FTAAP を優先すべき	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国との二国間交渉は難航が予想されるため、FTAAP の枠組みの利用が効果的。<u>米国市場に拠点を持つ立場から考えると、米国の市場が広がるという意味で中長期的にメリットがある</u>。</li> <li>・ <u>米国を抜きにしては、経済統合は進展しないと考える</u>。</li> <li>・ <u>APEC の枠組みを活用した実効性の高い統合を目指すべき</u>。</li> <li>・ 人口減少傾向にある日本として、新興国との結びつき強化・参入は、成長戦略と世界視野での責任においても、中長期的視野から必要。それぞれの連携を視野に入れるべき。まずは経済統合よりも、自由貿易圏の整理・拡充が必要。しかし、国内事情と各国の得意分野のバランスを調整していくことも必要。</li> <li>・ 中国、米国に遅れることなく速やかに進めるべき。さもなければ、アジアにおける地位が一層低下しかねない。</li> <li>・ 現行 P4 は小さい。米国が参加しない経済統合は決定力不足が予想される。</li> <li>・ ASEAN+6 の経済統合に現実感がない。</li> </ul>
c) アジア・太平洋における貿易・投資の自由化を主導すべく、拡大 P4 に参加すべき	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場は広域で自由であることが望ましいため。</li> <li>・ 経済統合によって米国に有利な条件を求めるのは、現在の日本の実力からみても難しいと思われる。せめて相手より悪い条件になることを防ぐことが重要。</li> <li>・ 関係を広くとって、チャンスを失わないように、かつ、ある程度範囲を限定し影響力を強めていくことも必要。</li> </ul>

d) その他	11	<p><b>&lt;代替案&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN+6 がベストであるが、<u>セカンドベストとして、日本との二国間 EPA の拡大、AFTA、中国、韓国、インド、バングラデシュなどとの ASEAN+1 の拡大・深化を促進・支援</u>。その理由は、①日中韓 3 カ国は政治的に競争関係にあり、3 カ国が結ぶ EPA を意図的に規格化することは困難、②現実に東アジアワイドで事業活動を行っている日本企業にとって、統一性・体系性を欠くものであっても、数が多く使い勝手の良い FTA/EPA の東アジアネットワークを早期に構築する方が望ましい。</li> <li>・<u>長期的な目標としては FTAAP があるが、当面の目標としては「ASEAN+6 による東アジア経済統合」を目指すべき</u>。理由：①経済統合による実質的な効果が大きく、実現の可能性もあること、②東アジア地域の経済発展の潜在性が高いこと、③航空路線網の拡充に伴うビジネスチャンス拡大が期待できること。</li> <li>・<u>ASEAN+6 と FTAAP を並行して進めるべき。東アジア経済統合は ASEAN が軸となろうが、同地域の安定には、米国との関係維持が不可欠</u>と考えられるため。</li> </ul> <p><b>&lt;国内構造改革ほか&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各国、組織との統合を円滑に進められるような体制を整えるべく、<u>まずは日本国内の改革を急ぐべき</u>。AICEP など既存の枠組みとの関係や位置付けを明確にした上で、CEPEA、ERIA 等を通じた ASEAN+6 による東アジアの経済統合を進めるべき。</li> <li>・東アジア経済統合の推進に向けた<u>国内の環境整備</u>を行うとともに、世界経済・市場の動向を見極めながら、適切な「拡大」の度合いについて議論していくべき。</li> <li>・<u>いずれの枠組みに参加する場合でも、実効性のあるルールの構築をお願いしたい</u>（例：投資ルールの整備、行政手続きの透明性確保、民間契約阻害防止など）。</li> <li>・拡大の範囲については、現段階では判断がつかかねる。但し、<u>拡大の前に、EPA 活用の利便性向上が必要</u>。具体的には、交渉中の EPA における原産地規則の簡素化（相手国との交渉）、締結済み EPA における原産地証明の簡素化（国内手続き）が必要。</li> <li>・地域の拡大の度合いよりも、どの品目を対象にするかが重要。</li> </ul> <p><b>&lt;広域経済連携消極論&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 カ国でも難しい経済連携を APEC に拡大して議論することはさらなる困難が伴う。時間がかかり過ぎる交渉には意味がない。</li> <li>・米国は最終製品の消費地であるが、加工地は主に中国、ASEAN、メキシコなどの加工メーカーの立地に合わせ現地進出済みであり、特段必要性を感じない。</li> </ul>
--------	----	--

## 東アジア経済統合の「深化」の度合い



- a) EPA・FTAを超えた共通市場の創造(消費拠点としての東アジア)・統合(ヒト、モノ、カネ、サービスの域内自由化)を進め、あたかも一つの国であるかのような環境を創造すべき
- b) 包括的なEPA(投資ルール、知的財産権、人の移動、協力等を含む)を通じた法制度的な枠組みを整備するよりは、物品・サービス貿易に限定したFTAの拡大を目指すべき
- c) 物品・サービス貿易の自由化よりは、関税手続きの簡素化、貿易・投資活動のベースとなる諸ルール(基準・規格づくり、知的財産権の保護等)の共通化を優先すべき

(2) 東アジア経済統合の「深化」の度合い

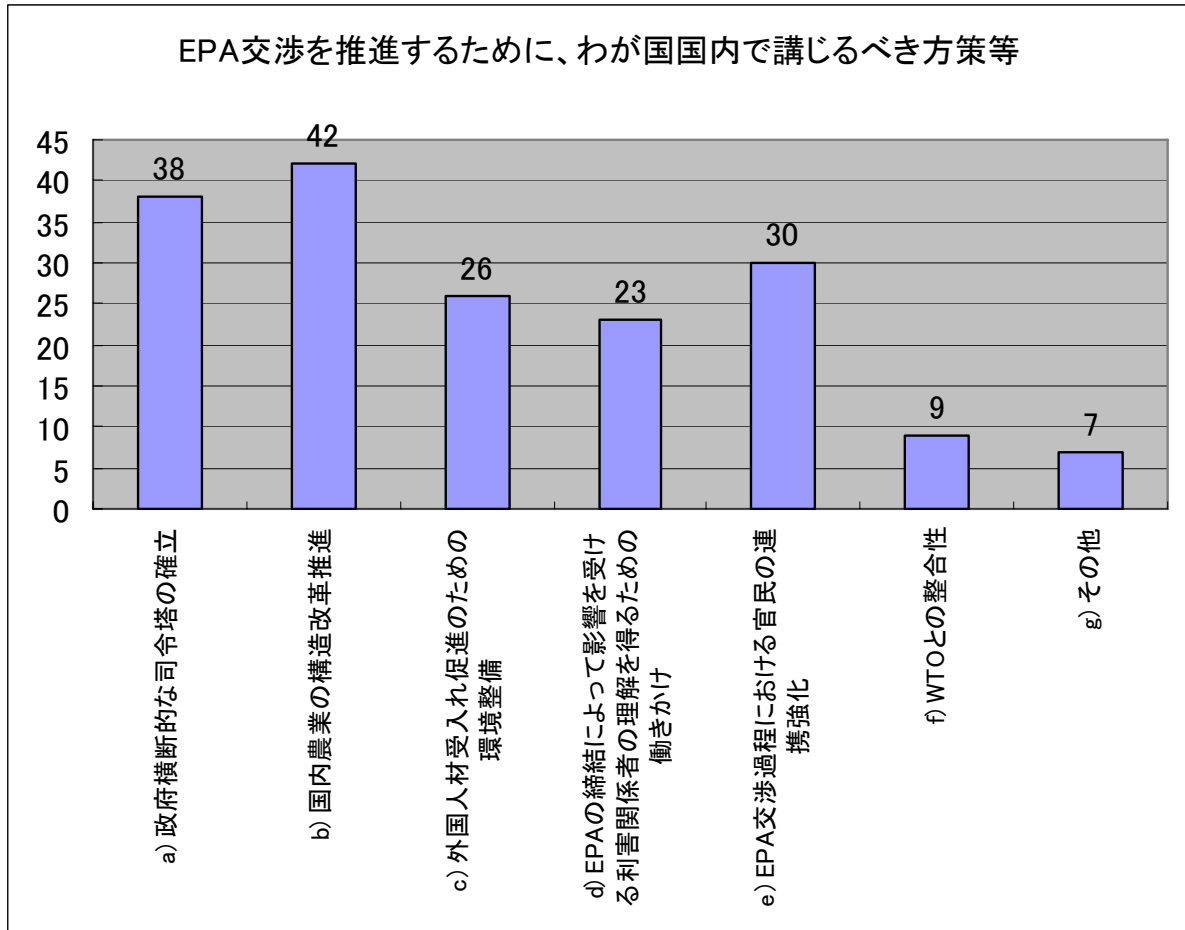
選択肢	総数	理由
<p>a) EPA・FTA を超えた共通市場の創造(消費拠点としての東アジア)・統合(ヒト、モノ、カネ、サービスの域内自由化)を進め、あたかも一つの国であるかのような環境を創造すべき</p>	<p>18</p>	<p><b>&lt;EU との比較&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU と同様の経済統合を目指すべき。</li> <li>・ 欧州同様、将来的にはあたかも一つの国であるかのような環境を作らなければ、生き残っていけないのではないか。</li> </ul> <p><b>&lt;東アジア共通市場&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化が進むわが国が持続的成長を遂げる上で、アジアのダイナミズムを取り込むことが不可欠。そのメリットを最大化するためには、包括的でハイレベルな経済連携、すなわち消費拠点としての東アジア市場の育成やヒト、モノ、カネ、サービスの交流活発化を推進すべき。</li> <li>・ 人口減少に直面する日本にとって、より広範な統合が望ましい。</li> <li>・ <u>国境を越えた金融サービスの普及・促進</u>のため、諸ルールの整備も含めた市場環境の創造を推進していただきたい。</li> <li>・ FTA・EPA 締結や WTO の進展は、単に貿易分野での交流拡大ではなく、<u>複数国・他国間での共通市場の創造・統合が最終的な目標＝日本の将来ビジョンであるべき。</u></li> <li>・ グローバル化する経済において、物品・サービスなど限定的な自由化を目指すべきではなく、<u>単一市場としてあらゆる分野での自由化がアジア全体の経済の底上げにつながる。</u></li> <li>・ <u>事業活動上、共通市場のように、物品が自由に流通（関税が無税や通関手続の煩雑さが無い）できる状況が最も望ましい。</u>また、ビジネス上の問題点について話し合い、解決できる場があることが大変重要。物品・サービス貿易に限定することなく、<u>ビジネス環境整備なども含む EPA が望ましい。</u></li> <li>・ ただ「深化」を求めるだけではなく、現実的なアプローチも必要。インドや豪州を含めるならば、私企業の提訴も可能となる仕組みの導入など限定的に進めることも考慮すべき。</li> <li>・ わが国企業の対外関係が単に貿易だけでなく、直接投資など多様化している現状を勘案すれば、a)のアプローチが最も適切。</li> <li>・ 保護貿易に走らず、市場を開放すべき。農業分野などで日本の態度は一方的過ぎる。農産品を一部開放しても、今の安心・安全を求める社会情勢からは輸入は限られるはず。硬直的な対応を続けるわけにいかない。</li> <li>・ a)を目指し、できるところを少しずつクリアしていくべき。</li> <li>・ 食料、エネルギーなど、日本が他国への依存度が高い分野があること。環境問題など広域的に対応が必要であること。</li> </ul>
<p>b) 包括的な EPA(投資ルール、知的財産権、人の移動、協力等を包含)を通じた法制度的な枠組みを整備するよりは、物品・サービス貿易に限定した FTA の拡大を目指すべき</p>	<p>16</p>	<p><b>&lt;段階的アプローチ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域統合の位置付けは、<u>あくまで WTO 妥結までの暫定措置。</u>従って、<u>WTO 妥結までは、関税面での自由貿易地域拡大を優先させるべき。</u>東アジアで物品・サービス貿易に限定した FTA が成立した後は、東アジアで「あたかも一つの国であるかのような統合」に深化させる前に、WTO 交渉妥結に向けた準備や、さらなる自由貿易地域の拡大を次に考えることが望ましい。</li> <li>・ 将来的には a)を目指すも、まずは現実的な b)を先行。</li> <li>・ a)は当面実現困難。b)が現実的。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・理想は a) であるが、実際には b) から始めるべき。</li> <li>・経済ベースでの連携を深め、物品・サービス貿易の活性化を通じて文化交流を深めていくのが先決。</li> <li>・まずは FTA を目指す方が良い。</li> <li>・二国間 FTA が錯綜することは承知で進めるしかないであろう。一気に拡大 FTA へと進めるには、個別に問題がある二国間 FTA の合意が前提となるため、やはり無理がある。</li> </ul> <p><b>&lt;アジアの特異性&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理想的には EU と同様な共通の市場の創造まで行くべきと考えるが、東アジアは、文化、言語、宗教、人口規模、国家間の貧富の差など、EU 諸国と比べると、違いが甚だ大きい。よって、第一段階として、物品・サービス貿易の自由化を優先し、その後、段階的に共通市場の統合に向けた交渉を進めるべきだと考える。</li> <li>・EU とは異なり、域内格差が非常に大きいため、共通市場創造は現時点では困難。物品・サービス貿易自由化を目標とし、関税手続きの簡素化、貿易・投資の諸ルールの共通化も推進すべき。</li> <li>・東アジア域内の格差が大きいため、段階的に行うべき。もちろん将来の目標は a)。</li> <li>・EU のようなスタイルは、アジアにはなじまないと考える。</li> </ul>
<p>c) 物品・サービス貿易の自由化よりは、関税手続きの簡素化、貿易・投資活動のベースとなる諸ルール（基準・規格づくり、知的財産権の保護等）の共通化を優先すべき</p>	<p>22</p>	<p><b>&lt;段階的アプローチ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU のような共通市場を創造するレベルにまでに東アジア経済圏を持っていくには時期尚早と思われ、<b>段階的なプロセス</b>を踏む必要があると考える。</li> <li>・最終的なターゲットとして、物品・サービス貿易の自由化を視野に入れるべきであるが、現在の東アジア情勢を見るに、<b>まずは貿易のし易い法制度・ルールの明確化が最重要</b>と思われる。</li> <li>・物品・サービス貿易の自由化を目指すべきであると思うが、<b>まずは諸ルールの共通化を優先すべき</b>。</li> <li>・最終的には a) が理想であるが、まずは c) の実現を目指すべき。</li> <li>・理想は a) であるが、まずは c) を実現させたい（これでも何年も要するはず）。</li> <li>・実現性の観点から、まず c) を目指すべき。</li> <li>・基本的な部分を確実に進め、実績を上げることが肝要。</li> </ul> <p><b>&lt;その他&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書発行手続きなどに手間がかかり、出荷に支障を来たすケースがある（インドネシア）。</li> <li>・当社は製造業で、自動車部品の輸出入が主な取引であるため。</li> <li>・今後はロイヤルティの回収など、ルールの整合化に努めるべき。</li> </ul>
<p>d) その他</p>	<p>14</p>	<p><b>&lt;段階的アプローチ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品・サービス貿易優先であるが、手続きの簡素化、貿易諸ルールの共通化も非常に大きな問題であり、まずはできるところから取り組んでいくべき。その結果、議論が成熟すれば、EU のような統合を検討することも考えられるが、超長期的な検討課題。</li> <li>・段階論として、まずは<b>投資協定</b>などにより、c) を整備し、b) および a) を指向すべき。a) に至るには時間がかかり過ぎるのでは。</li> </ul>

	<p>・物品・サービス貿易の自由化を目指すとともに、<b>経済活動に係る諸ルールの共通化</b>についても可能な範囲から進めていくべき（実現性・実効性を優先し、可能なことから段階的に実施）。</p> <p><b>&lt;複合的アプローチ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・b)とc)を含む包括的なEPAをまず目指すべき。共通市場は将来の検討課題。他方、自由貿易推進には、ヒト・モノ・カネ・サービスの自由化が不可欠。<b>サプライチェーンを支える全ての分野の自由化が実現しなければ、自由貿易による真の果実は得られず。</b></li> <li>・b)とc)を合わせたもの。これまで日本が推進してきた「EPA」型（物品、サービス貿易自由化に加え、貿易・投資諸ルールの共通化、知財、協力を含む）が適当。</li> <li>・物品・サービス貿易に限定したFTAの推進のみならず、企業活動に影響を与える<b>ビジネス環境の整備も含めた包括的な経済統合を、ASEAN+6でのEPAで推進すべき。</b></li> <li>・世界に類を見ない東アジアの政治・経済・文化の多様性および格差に鑑み、包括的なEPA（物品・サービス貿易の自由化、投資ルール、知的財産権、人の移動、強力などを包含）のネットワークを構築すべき。</li> <li>・物品・サービス貿易の自由化を土台に据え、投資、知財などを含む包括的なEPAを目指すべき。</li> </ul> <p><b>&lt;その他&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>環境、金融、通信規格など、地域広範にわたって実質的成果が求められる分野で継続的な議論ができる枠組みをまず作るべき。</b>特に中国では独自の規格作りが多岐にわたる分野で進められており、<b>経済統合の観点からは大きな障害ともなりうる。地域協力の深化を通じ、開かれた標準採用活動を働きかけることが重要。</b></li> <li>・現在のEPAの交渉範囲に加え、民間から強いニーズがある投資環境整備について、以下の点に優先的に取り組むべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>移転価格対応</b></li> <li>* <b>インフラ整備（道路、港湾）</b></li> <li>* <b>基準認証対応</b></li> <li>* <b>知的財産に関する法整備・運用強化</b></li> </ul> （上記項目は、日印EPA・日越EPA交渉の際に、自工会を通じて要望するも、相手国側の事情もあり、交渉の俎上に載らなかった経緯あり）</li> <li>・物品貿易で最大の忘れ物たる<b>輸出規制の撤廃</b>へ向けた「深化」が必要。今年前半、穀物価格高騰時に各国で輸出禁止措置を取ったが、自由貿易のリスクは輸入国のみが担うべきなのか。</li> <li>・一概に「物品・サービスに限定」か「諸ルールの共通化」ではなく、民間企業にとって利便性の高いルールを構築すべき。</li> <li>・特に投資ルールなどで障害になっているものは現時点で特になし。農産物の中でどの商品まで対象にするかが重要。</li> </ul>
--	--



### 3. EPA 交渉の推進について



EPA 交渉を加速するために、わが国国内で講じるべき方策等

選択肢	内容	総数	提案（主な回答）
a)	政府横断的な司令塔の確立	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経団連が昨年 10 月に発表した「<u>対外経済戦略の構築と推進を求める</u>」の提言にある「<u>対外経済戦略諮問会議(権限つき)</u>」を実現させる。<u>同会議と経団連を含めた民間経済団体の官民合同プロジェクトを立ち上げ、各産業界からの要望(力を入れる分野や交渉相手国)を取りまとめる。</u></li> <li>・ 省庁横断的な「司令塔」を内閣に設置し、官邸主導による対外交渉・国内調整権限の一本化を図る(2007 年 10 月経団連意見書)。</li> <li>・ 各省の利害を超え、主導的な権限のある独立した組織を<u>内閣府内に設立すべき</u>である。</li> <li>・ 外務、経産、財務、農水の横断化を図り、首相官邸内に司令塔を確立。</li> <li>・ 首相直属大臣の任命。</li> <li>・ 「対外経済戦略推進本部」の設置。</li> <li>・ 政府の交渉体制として、経産省、農水省、財務省などを一本化し、経産省を中核とした独立した専門・担当セクション(庁)を設立し、対外的に強力に推進すべき。</li> <li>・ 政府内部の利害対立が阻害要因。EPA 交渉で項目毎にパートナー取引を行うことが必要なケースも考えられるため、全省庁を横断的に指揮命令できる司令塔の必要性大。</li> <li>・ 政府横断で EPA を推進するプロジェクトチームの創設。</li> <li>・ EPA 交渉において、日本政府内の意思統一が最大の課題であり、各省の利害を越えた権限を持ち、調整機能がある司令塔がないと推進力が弱い。</li> <li>・ 民間の意見を踏まえ、産業間で異なる利害を調整し、EPA 交渉に関する総合戦略を検討する政府横断的な組織・機関の創設、もしくはガイドラインの策定。</li> <li>・ 現在の議院内閣制の下でも可能なはず。リーダーシップの問題と言える。</li> </ul> <p><b>&lt;日本版 USTR&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国の USTR のように、EPA 推進のための権限を保持・行使できる組織の設立。</li> <li>・ 国益を総合的に判断できる総理直轄の日本版 USTR(通商代表部)の設置が望まれる。</li> </ul>
b)	国内農業の構造改革推進	42	<p><b>&lt;農地の有効活用/企業の参入&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>骨太の方針 2007</u>」で示された<u>農地集約化、企業の農業参入促進などの方針の早期具現化、さらなる農業構造改革に向けた国内議論の深化。</u></li> <li>・ 農業の国際競争力強化や輸出拡大に向けた<u>農地制度改革の実施</u>(2007 年 10 月経団連意見書)。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に関心が高い相手国が多いため、農業分野への企業参入障壁の低減、<u>耕作放棄地の解消、減反政策の見直し</u>など、政府の農業保護一辺倒政策を見直す必要がある。</li> <li>・国内農業の競争力強化の推進（<u>規模の拡大に向け、企業の農業参入を自由化する</u>（農地の所有も含む）とともに、大規模農家の優遇税制を創設。</li> <li>・農業部門の規模拡大、規制緩和推進。</li> <li>・農地の柔軟な活用を許容。</li> <li>・<u>農地の流動化と集積による大規模化、効率経営の促進</u>。</li> <li>・国の関与度合いを低め、民間による国内生産、輸出入を促進し、EPA交渉の障害とならないよう競争力を高める。</li> </ul> <p>&lt;所得補償&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的かつ同時並行的な<u>主業農家への戸別所得補償の導入、減反政策の廃止</u>、農産品の高関税の大幅引下げ実施、農業の国際化支援。</li> <li>・<u>競争力強化に資する効率的な政府補助金の支給・活用</u>。</li> <li>・先進国で行われている直接所得補償の制度化。</li> <li>・輸入農産物により打撃を受ける農家への施策（一定期間の所得補償、<u>規模拡大促進のための補償金と税制を組み合わせた施策</u>）。</li> </ul> <p>&lt;食料自給率／食料安全保障&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料安保の観点を踏まえたわが国農業の国際競争力強化とともに、強化に資する経済界のサポートを通じた<u>経済界と農業団体の連携強化</u>。</li> <li>・国際競争力を持つ農家・農業法人を早急に育成すべき。</li> <li>・「選択と集中」による国際競争力強化。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉で常に日本のネックとなる国内農業の自立化、活性化を促す具体的諸政策を早急に講じる必要。</li> <li>・有識者懇談会（貿易自由化により国内生産者が全面的に不利益を被るか否かに関して議論が不足）。</li> </ul>
c)	外国人材受入れ促進のための環境整備	26	<p>&lt;少子高齢化の観点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>看護師、介護福祉士の受入れ制度を現実的なものに見直すべきであり、この制度が成功しないとEPAの意義が大きく損なわれる</u>。</li> <li>・医療福祉部門など国内で人材が不足する分野から優先して段階的に検討すべき。</li> <li>・少子高齢化を補填すべきシステム。</li> </ul> <p>&lt;受入れ体制の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデルケースを示すための<u>特区を設置</u>した上で、メリッ</li> </ul>

			<p>ト・デメリットを明らかにし、受容できる環境を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀人材の定住促進策(知的労働者の永住 VISA 供与の条件緩和、外国人留学生への支援策拡充)</li> <li>・日本語学校の設置など。</li> <li>・国内企業の海外関連会社社員の VISA 撤廃。</li> <li>・日本が必要とする労働者(介護、3K 職場など)への施策(雇用規則の設定と雇用者への規則厳格適用、職種により定められている日本語習得などの条件緩和)。</li> <li>・労働力不足が現実。<b>留学生の受け入れ、卒業後の就職斡旋、単純労働を含む労働市場の開放などが急務。</b></li> </ul>
d)	EPA の締結によって影響を受ける利害関係者の理解を得るための働きかけ	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、農業分野や外国人材受入での利害関係者のセーフティネットの構築や環境整備に向けた取組み(2007 年 10 月経団連意見書)。</li> <li>・一定期間の所得補償など、影響を受ける利害関係者への激変緩和措置。</li> <li>・競争力のない産業の転換をサポート。</li> <li>・官民一体の広告活動。</li> <li>・フォーラムの開催やマスメディアを通じた情報発信。</li> <li>・EPA 交渉経過の報告と利害関係者の公聴会の実施。</li> <li>・有識者懇談会</li> </ul>
e)	EPA 交渉過程における官民の連携強化	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経団連や各業界団体における意見調整。</li> <li>・民間代表交渉団の参画。</li> <li>・民間の政府交渉団へのオブザーバー参加。</li> <li>・APEC/ABAC の連携強化。</li> <li>・官民、NGO、国際機関など公的機関の連携強化。</li> <li>・<b>経済財政諮問会議のような民間代表を含む横断的委員会の設置。</b></li> <li>・関税率に対する関連業界からの意見吸い上げ。</li> <li>・民の意見を汲んだ交渉の推進が最重要。</li> <li>・一物品目における不利益と全体における利益について官民間での認識に差異があると感じる。</li> </ul>
f)	WTO との整合性	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO 交渉対象課題の拡大。</li> <li>・対中関係では、WTO との整合性を重視したい。</li> <li>・WTO 新ラウンド交渉との関係整理。</li> </ul>
g)	その他(自由記入)	7	<p><b>&lt;戦略/ビジョン&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>ASEAN+6 へのロードマップ作り。</b>現在の(ASEAN+1)×5を ASEAN+6 に進化させるため、日本政府がイニシアティブを発揮すべき。特に中国、韓国を ASEAN+6 にスムーズに参加させるために、ERIA 等の研究機関を活用して現在からゴールまでのロードマップ作りを進める。</li> <li>・日本の立場、ビジョンに対する国民の理解とコンセンサスを得るべき。「天然資源の少ない中、人材が貴重な資源であり、そこから生み出された付加価値の高い製品や知的</li> </ul>

		<p>財産（特許、ブランド、ノウハウなど）を輸出することが、日本の今後のあり方である」などビジョンを示し、コンセンサスを獲得する活動をしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繊維業界では「日本からの輸出」に関する政策が見えない。人口減少していく日本への輸入だけ考えていては、将来は明るくなく、モノ・サービスを出していく姿勢をベースに置いた交渉が必要。そのためには、何をどこに出していくか（三国含め外で稼ぐか）に関して国益に根ざした戦略を持つべき。</li> <li>・ 政府担当組織の情報収集力・交渉力強化。</li> </ul> <p><b>&lt;EPA のレビュー&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規のEPAだけでなく、締結した後のEPAに関する、見直し交渉等のレビューの強化が望まれる。</li> <li>・ EPA 導入直後、書面の些細な標記違い（例：InvoiceNo.01054→記載 No.1054）により通関ができない、優遇が受けられない事態が発生。また、税関によって対応が異なることも。途上国相手の輸入取引の場合、相手側へミス是正のための指導に時間を要する。EPA が単に関税撤廃を目指すのではなく、経済取引円滑化も目指すのであれば、こうした混乱に対し、対策を講じるべき。</li> <li>・ 残留農薬など、食品安全に関するルールを統合地域内で統一化しない限り、食料分野では実質的な非関税障壁が残ってしまうと考える。</li> </ul> <p><b>&lt;原産地規則／原産地証明制度&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原産地証明制度の簡便化。今後、EPA が広がるに従って、原産地証明の必要性が高まる。証明制度が簡便かつ世界共通なものとなるよう、世界的な議論をリードすべき。</li> </ul>
--	--	--

以 上